

奈良県告示第三百四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
大淀町持尾（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所 及び大淀町役場建設産業課
大淀町矢走（〇〇六）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所 及び大淀町役場建設産業課
大淀町下渕（〇〇五）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所 及び大淀町役場建設産業課
大淀町岩壺（〇〇六）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所 及び大淀町役場建設産業課
大淀町岩壺（〇〇九）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所 及び大淀町役場建設産業課
大淀町岩壺（〇一〇）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所

域	大淀町鉾立（〇〇二）土石流警戒区	おり	次 の 平 面 図 の と	及び大淀町役場建設産業課
域	大淀町今木（〇〇八）土石流警戒区	おり	次 の 平 面 図 の と	奈良県吉野土木事務所 及び大淀町役場建設産業課
域	大淀町今木（〇一〇）土石流警戒区	おり	次 の 平 面 図 の と	奈良県吉野土木事務所 及び大淀町役場建設産業課
域	大淀町今木（〇二九）土石流警戒区	おり	次 の 平 面 図 の と	奈良県吉野土木事務所 及び大淀町役場建設産業課
域	大淀町薬水（〇〇四）土石流警戒区	おり	次 の 平 面 図 の と	奈良県吉野土木事務所 及び大淀町役場建設産業課
域	大淀町薬水（〇一〇）土石流警戒区	おり	次 の 平 面 図 の と	奈良県吉野土木事務所 及び大淀町役場建設産業課
区域	大淀町佐名伝（〇〇一）土石流警戒区	おり	次 の 平 面 図 の と	奈良県吉野土木事務所 及び大淀町役場建設産業課

大淀町佐名伝（〇〇七）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び大淀町役場建設産業課
大淀町中増（〇〇四）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び大淀町役場建設産業課
大淀町中増（〇一三）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び大淀町役場建設産業課
大淀町中増（〇一八）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び大淀町役場建設産業課
大淀町中増（〇一九）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び大淀町役場建設産業課
大淀町桧垣本（〇〇七）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び大淀町役場建設産業課
大淀町桧垣本（〇〇八）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び大淀町役場建設産業課
大淀町比曽（〇一〇）土石流警戒区	次の平面図のと	奈良県吉野土木事務所

域		及び大淀町役場建設 業課
大淀町増口（〇〇二）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び大淀町役場建設 業課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。